

大口町告示第92号

大口町空家活用改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年7月1日

大口町長 鈴木雅博

大口町空家活用改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町空家活用改修費補助金交付要綱（平成31年大口町告示第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく補助金の交付を受けた住宅は対象としない。

第3条第2号中「住所を有し、住宅の改修後に転入する場合は、転入前の市町村」を「住所を有する場合は、当該市町村」に改め、同条第5号を削る。

第7条第9号中「転入する場合は、転入前の市町村」を「大口町外に住所を有する場合は、当該市町村」に改める。

附 則

この要綱は告示の日から施行する。